

医療アーカイブズの構築と利用環境の整備に関する 先導的研究：九州大学診療録を材料に

折田，悦郎
九州大学：名誉教授

<https://hdl.handle.net/2324/7232594>

出版情報：2024-08-26
バージョン：
権利関係：



2020~2023 年度科学研究費助成事業

挑戦的研究(開拓) 課題番号：20K20502

研究成果報告書

医療アーカイブズの構築と
利用環境の整備に関する先導的研究
—九州大学診療録を材料に

2024 年 8 月

研究代表者 折田悦郎
(九州大学名誉教授)

目 次

本科研の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1）

大学アーカイブズ試論・覚書—九州大学大学文書館の診療記録を材料に—
・・・・・・・・折田悦郎（3）

本科研の概要

研究課題/領域番号 20K20502
研究種目 挑戦的研究(開拓)
配分区分 基金
審査区分 中区分 3:歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野
研究機関 九州大学

研究代表者

折田 悦郎 九州大学, 大学文書館, 協力研究員 (10177305)

研究分担者

鬼塚 俊明 九州大学, 医学研究院, 教授 (00398059)
藤岡 健太郎 九州大学, 大学文書館, 教授 (00423575)
廣川 和花 専修大学, 文学部, 教授 (10513096)
中村 江里 広島大学, 人間社会科学研究科(総), 准教授 (20773451)
久保田 明子 広島大学, 原爆放射線医科学研究所, 助教 (40767589)
黒木 俊秀 九州大学, 人間環境学研究院, 教授 (60215093)
本村 啓介 九州大学, 医学研究院, 共同研究員 (60432944)
後藤 基行 立命館大学, 先端総合学術研究科, 講師 (70722396)
赤司 友徳 九州大学, 大学文書館, 准教授 (70774587)
森本 祥子 東京大学, 文書館, 准教授 (80342939)
徳安 祐子 九州大学, 医学研究院, 学術研究員 (60822757)

研究期間(年度) 2020-07-30 - 2024-03-31

配分額

25,870 千円 (直接経費: 19,900 千円、間接経費: 5,970 千円)
2022 年度: 4,810 千円 (直接経費: 3,700 千円、間接経費: 1,110 千円)
2021 年度: 6,110 千円 (直接経費: 4,700 千円、間接経費: 1,410 千円)
2020 年度: 14,950 千円 (直接経費: 11,500 千円、間接経費: 3,450 千円)

キーワード

医療アーカイブズ / 医療記録 / 診療録 / ELSI / 九州大学 / アーカイブズ学 / 医学史
/ アーカイブズ

研究開始時の研究の概要

生命や健康など人びとの人生や社会における重大な問題への有益な示唆を与えるはずの
医療記録・情報は、わが国では公文書館等へ移管・保存・公開される仕組みが整ってい

ない。九州大学大学文書館はすでに多数の診療録を有するものの、いまだ公開できずにいる。そこで本研究は、九大診療録を材料に、①医療記録・情報の管理に関する法令・制度調査とその研究、②国内外の医療記録、医療情報の管理、利活用に関する調査・分析、③九大診療録の電子化とマスキングに関する検討、④診療録の評価・研究利用に関する検討を行う。かかる成果をもとに、九州大学において医療記録等の公開・利活用についての制度設計を行い、九大文書館での公開を目指す。

大学アーカイブズ試論・覚書

—九州大学大学文書館の診療記録を材料に—

折田 悦郎*

はじめに

九州大学大学文書館には、九州大学病院精神科神経科の入院患者病床日誌をはじめとする診療記録と診療録、同じく外科、内科、眼科などの診療記録と診療録が保管されている。「医療アーカイブズの構築と利用環境の整備に関する先導的研究—九州大学診療録を材料に」（以下、本科研）は、この九州大学大学文書館（以下、九大大学文書館）の診療記録等を材料として、「九州大学において医療記録等の公開・利活用についての制度設計を行い、九大大学文書館での公開」を目指す共同研究であった。

診療録（カルテ）のあり方は、それが作成された病院の設置形態や保存機関であるアーカイブズ施設の性格によって大きく異なる。本稿は、本科研の一報告書として書かれるが、その対象とするところは、次項以下に述べる国立公文書館等の施設である九大大学文書館が保管する、古い紙媒体の「九大診療記録」に限定して行論する。いわゆる次世代医療基盤法（2017年5月12日法律第28号、2018年5月11日施行）によって近年その重要性が高まっている現用段階の電子カルテ等をめぐる議論や、国立大学法人以外の病院である国・公・私立病院の診療録、それから国立大学法人であっても附置研究所など、特別の目的で設置された組織の診療記録等については本稿の考察外である。拙論の副題を試論・覚書と題した所以である。

ここでアーカイブズや診療録、カルテなどの用語について説明すると、本稿では、アーカイブズの語は文書館（システム）の意味で用いる。診療録、カルテなどの用語については、藤本大士氏や白山友里恵氏による詳しい定義があるが^{*1}、本稿では後述する「九大診療記録」を中心に論ずるのであまり厳密には区別せず、カルテ、診療録、診療録（カルテ）、病床日誌等を含む医療記録を診療記録と表記する。また、年号表記は法令番号を含めて全て西暦を使用する。この点も最初にお断りしておきたい。

* 九州大学大学文書館協力研究員・九州大学名誉教授

1 「九大診療記録」の受け入れ

九大大学文書館に九州大学（以下、九大）の診療録・診療記録が入った経緯等は、下記の略年表のとおりである。

【資料 1】「九大診療記録」関係略年表

1985年7月	九大七十五年史編集室、病院地区のカルテ保管建物（旧感染症病棟）を視察。
2001年5月	九大病院、旧感染症病棟のカルテ約 16 万冊を旧看護婦宿舎へ移動。
2001年7月	西日本新聞と NHK 福岡放送局、「九大病院の旧感染病棟 明治以降のカルテ大量発見」と報道。
2003年8月	日本学術振興会の「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業ワークショップ」に「病院「診療録」（カルテ）の総合的研究—九州大学医学部附属病院所蔵史料—」の題目で応募。
2008年1月	九大病院地区のカルテ約 16 万冊（旧看護婦宿舎）を箱崎地区の旧工学部 4 号館 1 階・2 階（780m ² ）へ移動、管理は九大病院から九大博物館へ移る。
2011年4月	公文書管理法・同施行令施行。九大大学文書館、内閣総理大臣の指定する国立公文書館等の施設となる。九大大学文書管理規程施行。
2016年2月	九大箱崎地区のカルテと病院地区（コラボ・ステーション）に保存中のカルテにつき、九大病院診療録管理室から九大病院各医局へ保存か廃棄かを選択するように通達。箱崎地区のカルテの管理が九大博物館から九大病院に戻る。
2016年2月	精神科教職員、同科のカルテを救出。同じく九大博物館も明治・大正期のカルテを救出。
2016年4月	同月末までに九大病院各医局の判断にてカルテの移動・廃棄完了（カルテの大量廃棄）。
2016年～ 2018年	精神科の診療録・診療記録の調査、目録作業。
2019年1月	九大大学文書館副館長・教授と精神科教授の面談。
2019年3月	精神科の診療録・診療記録を大学文書館に移動。 九大博物館の診療録・診療記録を大学文書館に移動。
2019年6月	大学文書館を中心に、九大医療アーカイブズ研究会発足。
2020年8月	本科研採択。

2001 年 7 月のカルテの大量発見を伝える西日本新聞と NHK 福岡放送局の報道、2008 年 1 月の九大総合研究博物館（以下、九大博物館）への移管、2016 年 2 月の九州大学病院（以下、九大病院）への再移管、同年 4 月のカルテの大量廃棄、精神科神経科（以下、

精神科) 職員と九大博物館によるレスキュー、2016 年～2018 年の精神科診療録・診療記録の調査と目録作業、2019 年 3 月の大学文書館への移動などが、画期と言えるだろう。

筆者自身も九大七十五年史編集室時代の 1985 年 7 月、九大病院地区にあった附属醫院・附属病院時代の診療録(カルテ) 保管建物(旧感染症病棟) の視察を行い、2003 年 8 月には日本学術振興会の「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業ワークショップ」に応募するなど²⁾、九大病院の診療録(カルテ) には若干の関わりを持ってきた。ただし、上のプロジェクトへの応募は学術研究資料としてのカルテの利用に関する研究であり、保存体制についての具体的な言及はほとんどしなかった(保存については、従来通り医局での保管を前提としていた)。このような意識が変わったのは、各医局や病院地区の古い建物、九大博物館での保存に見られるように、九大病院の貴重な資料として大切に扱われてきた診療録(カルテ) が、2016 年に結局は大量に廃棄されたという事実を知らされてからのことである。この廃棄に関しては、すでに「公文書等の管理に関する法律」(2009 年 7 月 1 日法律第 66 号、2011 年 4 月 1 日施行。以下、公文書管理法) の施行後で、九大大学文書館も開館していたが、大学文書館への連絡や相談(協議) は一切なされなかった。

このような状況にあった 2018 年 12 月、九大医学歴史館の赤司友徳学術研究員(現九大大学文書館准教授) から、精神科がレスキューした同科旧蔵の診療録・診療記録についての相談があり、翌年 1 月に当時九大大学文書館副館長・同教授だった筆者と九大精神科の神庭重信教授が面談、同年 3 月に精神科の診療録・診療記録は大学文書館へ移されることになった。精神科の診療記録等については、ほかにも大きな資料群の受け入れを検討していた大学文書館としては³⁾、緊急避難的なものという認識だったが、ほぼ同時期に九大博物館がレスキューしていた診療録・診療記録も大学文書館に移され、現在は入院患者病床日誌をはじめとする精神科の診療記録等約 2,000 冊、外科、内科、眼科、産婦人科、皮膚泌尿器科の診療録・診療記録約 1,800 冊、合計約 3,800 冊の診療録・診療記録が大学文書館に保管されている。



「九大診療記録」。九大大学文書館での保管場所は本部第一庁舎 1 階の 1 室 66m²、書架延長約 476m である。

本稿では、九大大学文書館に保管されている紙媒体の診療録(カルテ) と診療記録を「九大診療記録」と略記する。簿冊形式の「九大診療記録」の作成年代は、精神科のものが 1912

年～2007 年、九大博物館経由のものが 1884 年～1931 年なので、「九大診療記録」のほとんどが 2004 年 4 月の国立大学法人化よりも前のもの、つまり九州帝国大学（以下、九州帝大）と国立九大時代の「行政文書（公文書）」ということになる*4。

2 九大大学文書館と国立公文書館

「九大診療記録」が保管されている九大大学文書館とはどのような組織なのか。同館が基礎付けられている公文書館制度や国立公文書館の事例も参照することで、その基本的な性格を確認しておきたい。

九大大学文書館は、1992 年 12 月に九大七十五年史編集室を改組して発足した九大大学史料室を直接の前身としている。2001 年 3 月、九大大学史料室は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」（2000 年 2 月 16 日政令第 41 号。2001 年 4 月 1 日施行。以下、情報公開法施行令）に基づく「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」（以下、歴史資料等）を保管する施設として総務省の指定を受け、2005 年 4 月には文書館に改組、ここに九大大学文書館が開館した。この九大大学文書館は、2011 年 4 月、内閣総理大臣の指定する国立公文書館等の施設となったが、一連の手続きは同年 4 月 1 日に施行された公文書管理法と公文書等の管理に関する法律施行令（2010 年 12 月 22 日政令第 250 号、2011 年 4 月 1 日施行。以下、公文書管理法施行令）等の規定に拠っている。

公文書管理法は、公文書を国民共有の財産とした上で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999 年 5 月 14 日法律第 42 号、2001 年 4 月 1 日施行。以下、情報公開法）の対象となる現用文書と、公文書館に移管された非現用の行政文書を一体としてとらえ、移管文書を特定歴史公文書等として永久に保存するとともに、公開することを定めた法律である。国の機関（各府省庁）や国立公文書館等には、経緯も含めた意思決定に至る過程を示す行政文書の作成義務のほか、現用文書の行政文書ファイル管理簿への登録・公開、行政文書管理規則の作成、特定歴史公文書等の目録作成・公開、公文書の管理状況の報告、審査基準の制定・公開といった義務が課されている。そのほか公文書管理法の特徴としては、①行政機関と同様に国民に対する説明責任を有することから、行政文書だけではなく独立行政法人等の法人文書にも適用されるという点と、②従来の歴史資料等保有施設を、国立公文書館等と並んで同法に規定したという点を挙げることができよう*5（同法第 2 条第 4 項第 3 号、第 5 項第 3 号。同法施行令第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項）。①の独立行政法人とは、国立がん研究センター、国立精神・神経医療研究センターなどの独立行政法人や国立大学法人等であるが、この規定により九大の法人文書も公文書管理法の下に位置付けられた。②については、九大大学文書館は、京都大学、神戸大学のアーカイブズと同様、歴史資料等保有施設の指定は受けずに、国立公文書館等の仕組みだけで対応することにし

た。卒業生や名誉教授等からの寄贈・寄託資料も特定歴史公文書等として扱うことにしたのである。対して東北大学と広島大学は、行政文書（公文書）由来の法人文書は国立公文書館等で、寄贈資料などは歴史資料等保有施設で対応するという、二本立ての体制を選出した。国立公文書館等と歴史資料等保有施設の違いは、前者が公文書等を受け入れて特定歴史公文書等として永久に保存し公開するのに対し、後者の所蔵する歴史資料等には永久保存の義務がなく、その閲覧も行政サービスとして行われる、という点にある。

公文書管理法の施行で大きく変わったのは、公文書のとらえ方であった。公文書管理法では非現用の概念がなくなり、廃棄か公文書館に移管するかの二択となった^{*6}。従前の公文書と公文書館の関係は情報公開法に根拠を置き、説明責任のある公文書が保存期間満了となり一旦廃棄されると、その中から歴史的に価値ある公文書が選別されて公文書館に入るという仕組みだったが、公文書管理法では公文書の持つ説明責任は現用・非現用を通じて継続し、このような説明責任のある公文書を受け入れる施設として、国立公文書館等が設置されたのである。国立公文書館等の権限はより強化され、一方そうでない歴史資料等保有施設は従来のような公文書受け入れができなくなった^{*7}。

以上のような公文書管理法の特色を押さえ、九大大学文書館の手本になっている国立公文書館での文書の流れを本稿の視点に即して概観すれば、①国の機関（各府省庁）の行政文書で文書ファイル管理簿に移管とあるものは、原課での保存期間が満了すれば国立公文書館への移管対象となり、②公文書館に移管後、特定歴史公文書等とされる。③その公開はいわゆる 30 年原則を踏まえてなされるが、④全てがすぐに公開となるわけではなく、⑤掲載【資料 2】「（別添参考）「30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報について」^{*8}（以下、「時の経過」表）」の基準にしたがって、⑥「公開」されるもの以外は「部分公開」「要審査」「非公開」といった「利用制限」の対応がとられる^{*9}。「時の経過」表には「学歴又は職歴」等、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものは 50 年、「伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態」、「刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）」等、重要な個人情報 80 年、「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」、「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」等、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるものは 110 年を超える適切な年とされ、さらに「「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年を目途とする」との「備考」も付されている。この個人情報に該当する可能性のある部分が、50 年、80 年などと決められた間、マスキング等の処置を施して「公開」されるのである^{*10}。

「時の経過」表は、「九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用請求に対する利用決定に係る審査基準」（2013 年 4 月 25 日、文書館委員会決定）にも所載されており、その内容は国立公文書館の基準とほぼ同文である^{*11}。

【資料 2】 「（別添参考）「30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報について」

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 （目安）	該当する可能性のある情報の類 型の例（参考）
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
（備考） 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の 4 月 1 日とする。 2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は 110 年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年を目途とする。		

アーカイブズには 30 年原則や「時の経過」への考慮のほか、後述のようにいくつかの原則があるが、ここでは深くは立ち入らない。ただし平等閲覧原則については、本項で特

記しておきたい^{*12}。「特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い」を定めた公文書管理法第 16 条には「国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない」（下線は引用者。以下同）とあって、国民の利用請求権が明記されているからである^{*13}。これは資料保存施設がその所蔵資料を研究者や専門家に対してはマスキング等の処置なしで閲覧させる、特別閲覧制度とは全く異なる考え方である。公文書館にダブルスタンダードは許されない。公文書館の平等閲覧原則を考えるとときには、1996 年 9 月 6 日、中国・北京における第 13 回 I C A 総会で採択されたアーキビストの倫理綱領の第 6 条項「アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない」も想起されるべきだろう^{*14}。平等閲覧原則では抜かせない条項である。

九大大学文書館は、文書館を名乗り始めてからは 20 年足らずの歴史しかないが、従来は学校創設者の関係資料等に力点を置いた収集アーカイブズ（Collecting Archives）が主流であった大学アーカイブズ界にあって、親組織の公文書を積極的に収集・保存する組織アーカイブズ（Institutional Archives）を目標に活動した大学史料室時代を含めれば、30 年以上の歴史を持っている。現在九大大学文書館は、占有面積約 1432m²、教授 1 名、准教授 1 名、事務職員 1 名、事務補佐員 9 名、協力研究員 9 名、調査員 3 名の人員を擁する、日本でも有数の大学アーカイブズとなっている。このような九大大学文書館が、2011 年度の公文書管理法の全面施行にともない国立公文書館等に指定され^{*15}、正式に自らの法人文書や旧来の行政文書等の移管を受け入れ、公開する施設となったのである。このことの意味は大変に大きかったと言わなければならない。

3 「九大診療記録」の九大での位置付け

では、このような公文書館制度の枠組みの中で、「九大診療記録」はどのように位置付けられ、取扱われているのだろうか。この点については、2021 年 12 月 6 日、本科研の分担者である藤岡健太郎九大大学文書館教授と森本祥子東京大学文書館准教授が科研研究会で報告を行った^{*16}。両者ともに同趣旨の報告で、本科研の方向性を決めた重要な発表であった。本項では藤岡・森本報告をもとに、「九大診療記録」等の学内における位置付けと現状について見てみよう。

まず公文書管理法における法人文書は、「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるもの」として、当該独立行政法人等が保有しているもの」をいう、ただし、不特定多数への販売が前提のもの、特定歴史公文書等、博物館等において特別な管理がなされている歴史資

料等は除くとあり、独立行政法人等で組織的に共用されるものと定義されている（第 2 条第 5 項）。九大法人文書管理規程（2010 年度九大規程第 148 号、2011 年 4 月 1 日施行）も同様に定義し（第 2 条第 1 項）、かつその法人文書は「職員は、法人文書を作成し、又は取得したときは、文書管理システムをもって、別表第 2 の法人文書分類・保存期間基準に基づき、当該法人文書について分類し、名称を付すとともに、保存期間及び保存期間の満了する日並びに保存期間が満了したときの措置（以下「保存期間等」という）を設定するものとする」（同規程第 10 条第 1 項）とされている。そしてこのうちの診療録・診療記録については、下記【資料 3】のように 3 類型（小分類）に分けて規定がなされている^{*17}。

【資料 3】

- 「2 診療録及び診療に関する諸記録に関するもので電磁的記録であるもの」 保存期間 無期限
- 「3 診療録及び診療に関する諸記録に関するもので紙であるもの」 保存期間 10 年、保存期間満了後の措置＝廃棄
- 「4 3 のうちで、10 年を超えて保存の必要があると認められるもの」 保存期間「文書管理者が必要と認める期間」、保存期間満了後の措置＝廃棄

こうしてみると、九大の診療録・診療記録は明らかに法人文書として位置付けられており、九大には大学文書館の「九大診療記録」のほか、病院地区に 3 種類の診療録・診療記録が現存していることになる（以下、本稿では【資料 3】の 2～4 の診療録・診療記録を各々Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと表記する）。Ⅰはいわゆる電子カルテで病院において無期限に保存するものの、Ⅱは紙の診療録・診療記録で 10 年保存、保存期間満了後は廃棄、ⅢはⅡのうち 10 年を超えて保存するもので、保存期間満了後はⅡと同様廃棄となる。このⅠ～Ⅲの文書管理担者は規定上は「病院の職員」^{*18}だが、実際の業務を担うのは九大病院の診療録管理室である（同室の事務は医療管理課が担当）。同室の業務は「診療録の監査業務、文書の電子化業務、CD/DVD 画像の入出力業務、紙カルテの貸出業務、医師事務作業補助者業務の管理」^{*19}となっていて、本稿に言うところの「公開」の規定はない。このほか九大病院には診療録管理室と同様に医療管理課が事務を担当するメディカル・インフォメーションセンター（MIC）が設置されており、上述のⅠの資料を活用した臨床研究（観察研究）等を行っている^{*20}。

ところで、公文書管理法が現用文書の行政ファイル管理簿の作成と公開を義務付けていることは前述した。ファイル管理簿は従前の情報公開制度の下でも定められていたが^{*21}、公文書管理法以後は、同法の第 11 条「法人文書の管理に関する原則」や同法施行令（第 15 条）に規定され、九大法人文書管理規程もその作成を義務付ける（第 14 条）とともに、

具体的な記載内容も明示している^{*22}。それらによれば、前述したⅠ～Ⅲの診療録・診療記録は法人文書ファイル管理簿に記載されなければならないが、実際の九大法人文書ファイル管理簿にその記載はない。大学病院を有し、かつ国立公文書館等の施設を持つ大学の診療録の取扱い状況をまとめた森本祥子氏によれば^{*23}、東京、京都、大阪、広島、神戸等の大学では、何らかのかたちでファイル管理簿中に診療録の記載が確認されるが、九大、東北大学ではその記載が見られないとのことである。また、九大ではⅡとⅢの「廃棄」に関しては、「文書管理者は、前項に規定する区分を定める場合は、あらかじめ、文書館と協議し、その同意を得なければならない。」（九大法人文書管理規程第20条第2項）とあって、文書管理者（原課）と大学文書館で協議し同意を得ることになっている。しかし、この手続きも行われてはいない。これまでの廃棄や大学文書館への移管、現状の取扱いを含めて、九大における診療録・診療記録の位置付けは、正式な法令や学内規程に基づいたものではなかったと言えるだろう^{*24}。

九大は情報公開法によって誰でも開示請求が可能だとして、情報公開や公文書管理の基本台帳である法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供している。であるならば、Ⅰ～Ⅲの診療録・診療記録についてもできる限り早くファイル管理簿へ登録される必要がある。

Ⅰ～Ⅲの登録については、九大病院の原課か診療録管理室の責任で行う以外ないだろう。なお、前述のようにⅡは、10年保存で廃棄、Ⅲも10年以上の保存で廃棄とされている。だが、九大病院で行われた医学的に重要な手術や症例研究、新型コロナウイルス感染症のように社会的影響の大きなもの、公害や薬害といった患者や遺族の権利を証明する診療記録などは、大学文書館での保存が考えられてもよいのではないか。その場合、原課（医局）での一次選別のあと、大学文書館の評価・二次選別を経て、特定歴史公文書等に登録という手続きがとられることになるだろう。

4 「九大診療記録」を「公開」するということ—現状と認識—

なぜ前項や前々項で、アーカイブズ学では常識に属することを述べたかと言えば、2022年度末に「医療ヘルスケアアーカイブズの保存と利用に関わる諸課題と当事者参加」（於立命館大学）なるシンポジウムが開かれ^{*25}、以下のような体験をしたからである。同シンポジウムでは筆者もオンラインで「アーカイブズの可能性—九州大学所蔵診療録に関する科研費研究プロジェクトから」という発表をしたが、そこでは公文書館による「公開」（括弧付き）について述べた拙論の「公開」という言葉だけが切り取られ、「カルテが公開されるんですよ。それでいいんですか」というコメントがなされ、筆者の公文書館制度についての詳しい説明も「さて置」かれてしまった。拙報では、九大大学文書館にはほかの国立公文書館等と同様、診療録（カルテ）以外にも個人情報を含む多数の資料が所蔵さ

れていること^{*26}、それらは公文書館制度に従い慎重に対処・「公開」されていること、そうしなければ今後の移管に対応してもらえないこと、私案に代わる代案があればそれらの提示もお願いしたが、留意されなかった。この催しは、診療録（カルテ）の公文書館による「公開」は不可とする研究者・医療側のリードで、終始進行したように思う。公文書館制度を理解してもらうことの難しさ、同制度の説明と周知の必要性を強く感じた経験だった。

いまになって、冒頭で述べた「九大診療記録」に限定した報告であることをもっと強調すべきだったと反省している。現用文書と特定歴史公文書等の区別も、また国立・国立大学法人・公立・私立病院の区別もせずに、学際性の名のもと国内外のカルテ等の「公開」に関する事例調査を行っても―それは研究活動に必要な調査ではあるが―、本科研に直接反映させるのは難しいだろう（それらは最終的には国の法律や制度に関わる問題である）。カルテという外形にとらわれるのではなく、あくまでも公文書に書かれている内容で判断する。カルテは特別だとしてそれを一括りに議論するのは、研究者・医師など、利用者側からだけの視点であって、実際の運用には提供する側、つまり公文書館の視点は欠かせない。いま「九大診療記録」が抱えるべきは、「永久」保存と「公開」はセットであるという公文書館の制度、国民に「公開」されて「永久」が担保される公文書館制度であり、患者団体は国民の代表的なステークホルダーである。

上記のシンポジウムでは、大学病院・政令指定の大学文書館を有する大学とそうでない大学との違い、国立大学法人と私立大学との違い、研究環境や研究スタイルの違いが、如実に現れたものと思われる。そこにはまた、①公文書館制度による「公開」を主張するアーカイブズに対して、医療機関からのカルテ移管は難しいのではないかと憶測や、②マスキングなど、アーカイブズの作業量が増大することへの懸念、③医療機関での倫理審査によるカルテ閲覧等の経験、といったこともあったのかもしれない。しかし、①は国の制度に基づく正式な活動であるという点を大学文書館長と病院長が理解・合意し、九大総長が可とすれば済む話であり、②は、アーキビストは仕事としての業務を遂行するのであって、研究者が研究を第一とするように、アーキビストは公文書館業務を第一とするはずである。③は、そもそも倫理審査は現用文書へのアプローチの一手法である。現用文書段階における倫理規定が非現用段階についても定めた法令に優越することはない。実際、本科研でも初年度にこの倫理審査の仕組みを考えてみようとしたが、特定歴史公文書等化を志向する「九大診療記録」には当てはまらないとして、その議論は打ち切った。

明らかなことは、国民の税金が投入された病院等の古い紙の診療記録の保存がこれまでうまくいっていない（いかなかった）のは、公文書館の所為ではなく、医療関係者やカルテ等を利用する病院・研究者側が自分たちの論理とやり方で管理を行ってきた、一つの結果だという事実である。公文書館を論じるときには、原課の設置形態の違いはもちろん、現用文書と永久保存の特定歴史公文書等は峻別すること、国立公文書館等の公文書への関

与を個人やグループで行うことの限界、公文書である医療記録に対する権限と責任の問題もよく理解されていなければならない^{*27}。「九大診療記録」をはじめとする診療録・診療記録の保存と利用に関する建設的な議論には、以上の前提と現状認識が必須である。

5 診療記録の「公開」―福岡共同公文書館等の事例―

前項では、「九大診療記録」の保存と「公開」について、大学アーカイブズの立場から私見を述べた。これは医師法によりカルテの記載や保存が義務付けられ（第 24 条第 1 項、第 2 項）、個人情報の保護に関する法律（2003 年法律第 57 号）はもとより、「医師の職業倫理指針」等で個人情報の慎重な取扱いを求められている医療側からすると、すぐには受け入れがたい考え方であろう^{*28}。

【資料 4】厚生労働省「部分開示の方法に関する判断基準（法第 6 条関係）（別添 4）」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている^{*29}。

医療行政を所管する厚生労働省（以下、厚労省）も【資料 4】のような判断基準を示し、カルテの開示には慎重な姿勢をとっている。また、公文書管理法には「行政機関の長は、（中略）国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付」（第 8 条第 3 項）すことや、国立公文書館等の長は「時の経過を考慮するとともに、（中略）意見が付されている場合には、当該意見を参酌」（第 16 条第 5 項 2）することも定められている。このような厚労省の対応や公文書管理法の規定からすれば、本稿で言う「九大診療記録」の「公開」は難しいように見えるかもしれない。しかし、【資料 4】は厚労省という一つの省の意見・見解であり、法体系からすると公文書管理法をはじめとする関係法令のほうが上位にある。それから公文書管理法の規定（第 16 条第 5 項 2）についても、「意見」を「参酌」して具体的な利用制限を決めるのは公文書館長の権限と責任である。仮に公文書館に移管はするが、実際はその全てを「非公開」にしたいという意見が付されたとしても、国民一般に対して特定歴史公文書等の利用を供する施設である公文書館が、その意見を採用することはないだろう。

このような状況の中、本項ではまず陸軍病床日誌を「公開」している福岡共同公文書館の実例を見る。同日誌は「第一次世界大戦ころから太平洋戦争終戦までにかけて、旧小倉陸軍病院に入院した傷痍軍人のカルテの綴り。戦闘による受傷からマラリアや結核などの感染症、精神疾患に至るまで様々な傷病の治療の過程が克明に記録」^{*30}されている資料群である。筆者は先年来、同館の運営専門協議会委員、同会長、歴史公文書評価選別会議委員を務めているが、同資料の「公開」に関する質問に対して大変詳細な回答を得ることができた。その要点を箇条書きにすると、以下のようになる。

- ①病床日誌の内容は、表紙・名簿・個人ごとの記録という構成で、個人ごとの記録には、病状や薬の投与、手当の内容、体温・脈拍などの健康状態が記載されている。
- ②病床日誌は2014年度に移管登録がなされ、2016年度から公開されている。
- ③公開は全部公開ではなく、同館の審査基準に則り非公開部分には袋とじやマスキング処理を行って、部分公開での閲覧に供している。
- ④具体的には、住所は30年、患者本人の氏名は80年、精神疾患の場合は140年以上。本籍（門地）に関しても140年以上で、実質非公開。このような運用で問題は起きていない。
- ⑤一回の利用についての冊数制限はないが、大量の資料を一度に利用申請すると長期間待つかたちになるので、数回に分けての申請をお願いしている。
- ⑥同館での審査は、病床日誌に限らず利用請求を受けて初めて審査し、公開するという流れである。資料の状態によって原本提供と複製での提供の二つがある。写しは紙媒体で提供し、デジタルデータの提供は行っていない。ただし、閲覧の際に利用者のデジタルカメラ撮影を許可する場合がある。
- ⑦病床日誌「公開」についてのマスコミ報道は、2019年3月～4月にかけて、NHK福岡放送局、神奈川新聞、千葉日報などで報道された。「詳細に記録されたカルテからは、兵士が非常に劣悪な状況に置かれていたことがよく分かる」（鈴木晃仁慶應義塾大学教授、『神奈川新聞』2019年4月5日）などのコメントがなされている。

公文書管理法に準拠しながら病床日誌の「公開」が行われていること、上記のような運用で問題はないこと、一回の利用に際しては⑤のような対応がとられることなど、同館独自の方法も採用していることが分かる。国内における診療記録所蔵施設についての調査は、藤本大士氏（本科研研究協力者）の報告があるが^{*31}、公文書管理法に従った本格的な「公開」を行っている所は福岡共同公文書館と神奈川県立公文書館ぐらいであった^{*32}。神奈川県立公文書館の場合、収蔵資料検索システムでは「母子保健センター」「厚木病院」「足柄上病院」「がんセンター」などの「カルテ」「患者名簿」「入院台帳」がヒットし、「審査済」「未審査」といった記載も見えるので、福岡と同様の対応がとられているもの

と思われる。公文書館による「公開」の実例が広がっていけば、前掲【資料 4】のような厚労省の意見等も徐々に変わっていくことだろう。

次は、大阪皮膚病研究会関係文書を所蔵する大阪大学アーカイブズ（以下、阪大アーカイブズ）の事例を見ることにしたい。2000 年代初頭、国立大学アーカイブズ関係者の間で古い診療録（カルテ）の取扱いが話題になったことがあった。それは非公式な議論だったが、膨大な紙カルテの保存場所と予想される作業量、人員の関係から、実際に診療録（カルテ）を収集・保存する所は現れなかった。このようなときに、公文書管理法令による内閣総理大臣指定を目指していた阪大アーカイブズで、本科研の分担者でもある廣川和花氏が代表者となり、「疾病史アーカイブズ論の創成：疾病史史料のアーカイビングと公開のための萌芽的研究（2010 年度～2012 年度）」^{*33}という共同研究を行ったことは画期的なことだった。大阪皮膚病研究会は、戦前期から戦後にかけて大阪帝国大学・大阪大学に附置されていた大阪皮膚病研究所のハンセン病研究と外来診療を支援した団体であったが、その旧蔵資料は同研究所の元患者自身の生活支援に活用されることも期待されていた。この科研の研究成果は『大阪大学アーカイブズ所蔵 大阪皮膚病研究会関係文書目録』（2013 年 7 月、全 116 頁）として刊行され、大阪皮膚病研究会関係文書の目録も公開されている。

同文書群は、作成主体の皮膚病研究会が財団法人であり大学の機関でなかったこと、その資料が移管ではなく財団法人解散後の関係者個人からの寄贈によるものであったことなどから、永久保存と公開が義務付けられる国立公文書館等の特定歴史公文書等ではなく、歴史資料等保有施設の歴史資料等として位置付けられている^{*34}。カルテ類の利用はまだ行われていないようだが、利用申請があれば「時の経過」を考慮した審査とマスキング等の処置により、「公開」されるものと考えられる^{*35}。最終的には、阪大アーカイブズと大学執行部の判断になるものと思われるが、本稿は財団法人旧蔵のカルテが上述のような取扱いになるのであれば、九州帝大附属醫院、九大附属醫院、同附属病院の歴とした行政文書（公文書）であった「九大診療記録」については、より一層公文書館制度による「公開」が相応しいことを確認して、今後に備えたいと考えている。

6 ハンセン病市民学会 第 17 回総会・交流集会 in 鹿屋

2023 年 5 月 20 日～21 日、鹿児島県鹿屋市で「ハンセン病市民学会 第 17 回総会・交流集会 in 鹿屋」が開催された。筆者もオンラインで「ハンセン病療養所の公文書の取り扱いについて考える」という分科会に参加したが、同分科会ではアーカイブズ学の専門家である小川千代子氏（国際資料研究所）と下重直樹氏（学習院大学准教授<当時>）がパネリストとして報告を行った。本稿のテーマと密接に関係する、ハンセン病市民学会の分科会の議論について紹介してみたい^{*36}。

小川報告は、【資料 5】に基づいて、文書館の収集・整理業務については出所原則や原秩序尊重の原則などの 4 原則を、利用・閲覧業務については平等閲覧原則と 30 年原則の 2 原則を、資料保存業務については可逆性の原則などの 4 原則を詳細に説明された。最後は、前述した I C A のアーキビストの倫理綱領の第 8 条項「アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない」の全文を会場の出席者とともに読み上げられて、報告を終わった。公文書館で最初資料を見ることになるアーキビストの精神・覚悟の問題にまで踏み込んで、その倫理の重要性を確認されたのである。

【資料 5】「業務ごとの文書館の原則」（「小川分科会報告」資料）

業務	収集・整理	利用・閲覧	資料保存＝保存修復の 4 原則
原則名称	出所原則 原秩序尊重の原則 原形保存の原則 記録の原則	平等閲覧原則 30 年原則	(a) 可逆性の原則 (b) 安全性の原則（資料に安全な方法であること） (c) 原形保存の原則 (d) 記録の原則

次の下重報告は、国立ハンセン病療養所や関係機関にある診療録・診療記録などの公文書等が永続的に保存され、将来的にあらゆる人の利用に適正な範囲で供されることが最終的な目標（ゴール）であること、公文書と患者・自治会・支援団体等の記録である私文書が揃って初めて完全な記録になること、資料は整理されなければならないことなどが提示され、そのためには公文書は行政文書ファイル管理簿に登録される必要があることが述べられた。公文書は法の手続きに従って正当な経緯で取得されることで、その信頼性・真正性が保証される。また、歴史資料等保有施設で診療録（カルテ）等の公文書を受け入れることはできない、同施設は療養所関係者の私文書や寄贈・寄託資料、購入資料の保存に適している、という説明もあった。そして最後に、長年隔離政策をとってきた国とは別の独立したアーキビストの存在とその倫理観の重要性、「時の経過」の基準がハンセン病療養所の公文書に一律に当てはめられるのか、当事者をはじめとするステークホルダーの意見を聞きながら、新たな保存、公開基準、公開のあり方を考える必要があるとの提言がなされた。

両報告ともに、公文書館制度の原則とアーキビストの倫理について論及されたことが印象深かった。分科会に参加された療養所入所者からは、「入所者自治会が機能しなくなる前に、カルテ等の公文書や自治会関係資料をどのようにするのか、できるだけ早く決めていただきたい（決めたい）」という趣旨の発言があったが、入所者や療養所職員、医師といった直接の関係者がいなくなってから、その存在意義を高めるのが公文書館施設である。

適切な環境の下、永久に保存し国民に開かれたものにしなければ、資料として物理的に維持することが難しくなることはもちろん、改ざんや捏造、場合によっては無かったことにもされかねない。「一部の学者に任せることなく、回復者も市民もいっしょになってさまざまな課題に取り組む」^{*37}ことを目指すハンセン病市民学会によって、「ハンセン病療養所の公文書の取り扱いについて考える」というテーマの分科会が行われたことはまさに時宜に適った企画であり、本科研にとっても誠に有意義な会だった。

7 「九大診療記録」の「公開」についての提言―試案―

以上、公文書管理法や九大学内規程による九大学文書館の役割、法人文書としての「九大診療記録」の位置付け、福岡共同公文書館等の事例やハンセン病市民学会での具体的な議論を見てきた。これらからすると、「九大診療記録」の九大学文書館での「公開」は十分に可能だと思われる。逆に非現用などと称して「公開」せず、ただ退蔵（死蔵）することは、国立公文書館等の施設としては無責任であり、第5項の前半で述べたように所蔵する以上それはできないことである。「九大診療記録」は、九大に残された数少ない貴重な紙資料・原本資料であって、膨大な量の診療記録等を保存する新たなスペースが必要になるわけではない。これらを大前提に、「九大診療記録」の「公開」に至る道筋と「公開」の方法等を示すと、大略、以下のようなものになるだろう。

- ①原課である医局、もしくは診療記録管理室において、「九大診療記録」を法人ファイル管理簿に登録、形式上九大病院で保存している状態にする。
- ②その上で、保存期間が満了したことにする（実際はすでに満了期間は過ぎているので、保存期間を延長したことにして満了扱いとする）。
- ③法人文書管理規程に則って、九大病院と大学文書館が協議、「九大診療記録」を九大学文書館に移管することにする。
- ④原課（医局）等の利用制限に関する「意見」があればそれを付し、大学文書館に送付する。
- ⑤大学文書館で特定歴史公文書等として登録、目録を公開する。
- ⑥九大学文書館の中に「九大診療記録」管理委員会（仮称）を設置するとともに、同委員会で利用制限等につき検討を行う（随時）。
- ⑦実際は、利用申請がなされてから大学文書館でマスキング等の作業を行い、資料の提供を行う。
- ⑧「九大診療記録」の利用には⑦の制度による一般利用と、内部利用の二つがあり、原課（移管元）である医局は内部利用の制度による。

①～⑤は遡及的な手続きで、現在大学文書館にある「九大診療記録」を実際に再移動するかはともかくとして、一応これで現存の「九大診療記録」の違法状態は解消できることになる。

ここで、上の手続きに関連していくつかの補足説明をしておく、①の登録に関しては、「九大診療記録」のほとんどは目録化されている。原課や診療録管理室での登録業務には、これを活用すればよい。

⑥の大学文書館（長）が主宰する「九大診療記録」管理委員会（仮称）は、大学文書館員（教授、准教授）、法人文書の管理に関わる総務部長、同課長、法人文書監理室等の九大本部事務局、関連医局や診療録管理室等の九大病院関係者、九大顧問弁護士等の法曹関係者が主な構成メンバーとなる。同委員会が必要に応じて随時開催されるが、当面は「九大診療記録」のマスキング部分の指定や方法など、「時の経過」表をどのように適用するかが主要な検討事項となろう。前述したハンセン病市民学会で出された患者団体の意見についても、必要ならば同委員会に出席してもらって、そこで議論される。

精神科の入院患者病床日誌など、「九大診療記録」は個人情報のかたまりである。「時の経過」表でも「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」の判断は140年を目途とすること、福岡共同公文書館でもその患者名は140年以上としていることはすでに述べたが、公文書館は公開可能な部分ではできる限り早く公開し、一方そうでない部分については利用制限の判断をしつつ、将来に向けての保管を継続しなければならない。資料情報の漏洩等がないように所蔵資料を的確なコントロール下に置くことが、館の大きな責任であり権限である。「九大診療記録」管理委員会（仮称）は、マスキング作業など、館の実務を最前線で担うアーキビストのいわば司令塔にあたる組織だということを、ここで改めて確認しておきたい。

⑧の内部利用については、公文書管理法が「特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。」（第24条）として、移管元行政機関等による利用の特例を認めており、国立公文書館は独自に独立行政法人国立公文書館移管元行政機関等利用細則（2011年4月1日館長決定）を定めている。同制度は、公務員や独立行政法人等の職員がその業務を遂行する上で必要な情報を得るために、国立公文書館等の資料を利用する仕組みであり^{*38}、このような制度がなければ行政機関等の業務遂行に支障が生ずるだけでなく、公文書館への円滑な移管が進まなくなることを避けるための制度だとされる^{*39}。

九大大学文書館も特定歴史公文書等の利用規程で規定しているが（【資料6】）^{*40}、この「九州大学職員等の利用」（内部利用）の制度に拠れば、九大病院の医局員が「九大診

療記録」を用いて従前同様に学会報告などを行うことが可能になる。その意味でも注目しておくべき制度である^{*41}。

【資料 6】

（九州大学職員等の利用）

第 27 条 文書館は、九州大学の役員又は職員が、その所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、法第 24 条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して九州大学が発行する身分証の提示及び担当管理職が決裁した利用申込書の提出を求める。ただし、九州大学の文書管理システムを用いて利用申込書が提出された場合には、身分証の提示を要しないものとする。

2 九州大学の役員又は職員である利用請求者が、その所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、閲覧室以外の場所に持ち出して閲覧することを希望した場合は、文書館は、第 18 条の規定に関わらず、30 日以内を限度として、その持出し及び閲覧を認めることができる。

内部利用制度の内容としては、一般利用ではなされない書庫への入室、複写料金の免除、簡易な申し込み様式、一般利用者とは別の閲覧スペースの用意などが行われており、利用者が移管元の機関に所属する職員であることの証明としては、【資料 6】の第 1 項にも見られるように身分証明書の提示を求めるケースなどが知られている^{*42}。九大大学文書館で同制度が運用される際の適用範囲は、【資料 6】にあるように九大の職員等が「その所掌事務又は業務を遂行するために必要である」範囲ということになるだろう。

以上、①～⑧の一連の手続きは、法人文書の管理を所掌する本部事務局の総務部長、同課長、法人文書監理室、診療録・診療記録のある九大病院（病院長）、医局（原課）や診療録管理室、医療管理課などの関係部署と、大学文書館との綿密な打ち合わせ・会議等を経て、最終的には独立大学法人九大の長である総長の判断に委ねられる。これらの全行程が、慎重に進められるべきことは言うまでもない。

むすびにかえて

「九大診療記録」に焦点を当て、その「公開」の可能性と方法について論じてきた。アーカイブズ論というコンテキスト研究を目指し、科研採択枠の挑戦的研究(開拓)も意識しながら行論したつもりである。それにしても本科研は、アーカイブズへの理解を得ることの難しさと説明の必要性を痛感しながらの共同研究であった。本科研分担者の間でも、当初は国立大学法人の大学病院である九大病院や、国立公文書館等の施設である九大大学文

書館についての理解が共有されていなかった。本科研に直接関係しない医療関係者、研究者、患者団体にすればなおさらのことであろう。「九大診療記録」の歴史を見ても、永久保存と公開が義務付けられた施設に保管されていたならば、大量廃棄は避けられたのではないかとの思いも強い。これからは、アーキビストの独立性をはじめ、館の主体性の確立と同時に、アーカイブズ側からの学内外に対する粘り強い説明と発信がより重要となる。

公文書管理法は、国の行政機関の長及び独立行政法人等が当該職員に対し「公文書等の管理を適正かつ効果的に行う」ために必要な研修を行うことを義務付け（第 32 条）、九大法人文書管理規程も同様の規定（第 25 条）を定めるとともに、「総括文書管理者、文書館及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。」（第 26 条）として、大学文書館等が実施する研修への職員参加を義務付けている。たとえば、大学病院だけではなく、国立・公立・私立病院と、いくつかの病院での勤務経験が普通の医師にとって、診療録（カルテ）が情報公開や公文書管理法令の対象になるというのをイメージすることは難しいのかもしれない。しかし今後は、大学文書館が行う研修会などを通じて、診療録（カルテ）の持つ性格について理解してもらうことも必要となろう。

最後に、本科研中に筆者が経験した鹿児島県での公文書館運動の事例を紹介して拙論を閉じることしたい。鹿児島県は公文書館施設が一つも置かれていない、全国でも珍しい県である（現在、公文書館施設のない所は同県と愛媛県のみである）。そこで 2021 年 11 月、公文書館の設置を求めて県議会の政策立案推進検討委員会で報告を行ったところ^{*43}、鹿児島県は「情報公開条例に基づく開示請求で十分に対応できている、館の設置は不要」との考えを示された^{*44}。しかし、公文書館はいわゆる社会的共通資本の基本的な施設であり^{*45}、県民共有の貴重な財産である公文書を保存し公開する公文書館は必置の施設であること、県庁文書だけでなく市町村の公文書も収集する福岡共同公文書館型の館の設置を訴え続けていたら^{*46}、県内のマスコミなど、積極的に報道してくれる所も出てくるようになった^{*47}。2023 年には鹿児島県公文書管理条例が制定され、2024 年度からは公文書館設置に向けての検討も始まるという^{*48}。

筆者は、「九大診療記録」の「公開」と鹿児島での公文書館問題にはよく似た点があると考えている。それは両方ともに、公的な機関についての事例であり、閲覧・公開についても、これまでは現用文書（庁内文書）として情報公開制度で運用するとか、特別閲覧制度によるなどの考え方が根強かったこと、公文書館制度への理解は一気には進まないが、しかし少しずつ状況は変化する、といった共通点である。公文書管理法第 34 条は努力義務ながら「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定した。このことは、同法が国立大学法人の大学アーカイブズの画期となったように、日本の地方公共団体の公文書館制度に大きな影響を与えている。公文書は、一部の研究者・専門

家や庁内関係者だけのものではなく、国民・県民、みんなのものである。大学であれ国公立の施設であれ、公文書館の公文書は現用段階から切り離され可視化されてこそ、公文書館もその機能を最大限に発揮する^{*49}。

本稿では、「九大診療記録」の保存と「公開」を通して、大学文書館の方向性と可能性を示した。現用の電子カルテをめぐる状況とは別に、まずは国立公文書館等の施設としての役割を果たすことが肝要であろう。そうすることで、「九大診療記録」のデジタル化とデジタル環境下での活用の道も開けてくるのではないか。前項の最後にもふれたように、九大大学文書館は、これから法人文書ファイル管理簿への登録、大学文書館への移管手続きなど、学内関係部署との話し合いを行うことになる。そこでは様々な対応が求められるのだろうが、「九大診療記録」に関連するいくつかの問題は、九大大学文書館だけのものではないように思われる。館員（アーキビスト）が高い専門性と倫理観を持つこと、その館員の人員問題、「時の経過」の考慮の仕方や保管場所の問題など、「九大診療記録」は現在の大学アーカイブズの課題を象徴的に表している。特定歴史公文書等である医療記録の本格的な「公開」は、国立公文書館やほかの国立大学法人の大学アーカイブズでもまだ行われていない。本稿が大学病院の医療記録の保存と公開の手引きとなり、少しでも大学アーカイブズの発展に寄与することができれば幸いである。

【謝辞】 本稿の執筆にあたっては、次の方々と機関にお世話になった。記して謝意を表したい。

下重直樹（学習院大学大学院人文科学研究科教授）、廣川和花（専修大学文学部教授）、小川千代子（国際資料研究所代表）、森本祥子（東京大学文書館准教授）、西山伸（京都大学大学文書館教授）、菅真城（大阪大学アーカイブズ教授）、窪壮一郎（南薩の田舎暮らし代表）、磯島諒（NHK 鹿児島放送局記者）、平川順一郎（南日本新聞社編集局長）、野村創（西日本新聞社記者）

福岡共同公文書館

九州大学大学文書館

藤岡健太郎（教授）、赤司友徳（准教授）、江藤まゆみ、大谷荘平、中村江里

註

- *1 藤本大士「日本における医療アーカイブズの構築にむけて」(『国文学研究資料館紀要(アーカイブズ研究篇)』第11号、2015年3月)、白山友里恵「病院アーカイブズ構築のモデル研究」(『国文学研究資料館紀要(アーカイブズ研究篇)』第16号、2020年3月)。
- *2 「病院「診療録」(カルテ)の総合的研究—九州大学医学部附属病院所蔵史料—」の題目で応募、2001年に再発見された九大病院の大量のカルテについての調査を行う予定だったが、不採択であった。
- *3 当時の九大大学文書館では、①元九大学生部長で福岡県知事も務めた奥田八二教授関係資料と、②元九大副学長で東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調)委員を務めた吉岡斉教授関係資料の寄贈受け入れを検討中であった。①については2019年5月に奥田家からの寄贈を受け、大学文書館では奥田八二日記研究会を組織、現在は『奥田八二日記研究会会報』が第12号まで刊行されている。②については2019年3月に最初の寄贈があり、大学文書館内に吉岡斉科学技術史文庫を設置した(2020年3月)。現在は政府事故調関係資料の調査・分析が進み、その成果の一部はNHKの特別番組に活かされている(「ある原子力学者の遺言～未公開資料が語る～」『ザ・ライフ』、2023年3月10日放送。「膨張と忘却～理の人が見た原子力政策～」『ETV特集』、2024年3月2日放送)。
- *4 精神科の診療記録(1912年～2007年)のうち、2004年度の大学法人化以降のものは、1997年～2006年の「退院簿」と2007年の「退院簿」の2冊だけである。
- *5 以上、公文書管理法については、宇賀克也「日本における公文書管理法の制定と今後の課題」(『アーカイブズ』第46号、国立公文書館、2012年2月)、同『逐条解説 公文書等の管理に関する法律(第3版)』(第一法規、2015年7月)等を参照。
- *6 非現用とは公文書館に移管された文書を指すもので、たとえば移管前に担当事務の倉庫等に一時的に置かれているような文書を非現用文書とは言わない(注36後掲「下重分科会報告」を参照)。
- *7 この段落の記述については、注36後掲「下重分科会報告」を参照。
- *8 「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(2011年4月1日館長決定、https://www.archives.go.jp/information/pdf/riyous hinsa_2011_00.pdf)。
- *9 「非公開」は簿冊全体に非公開情報が含まれていることが確認できた場合、「部分公開」は一部に非公開情報が含まれる場合、非公開情報が含まれるページ全体を袋掛け等にした上で公開、「要審査」は一部に非公開情報が含まれている又は非公開情報が含まれているおそれがあるとき、閲覧申込時に再審査することが適当と考えられる場合、「公開」は上記のいずれにも該当しない場合、とされる(注10後掲①米川論文)。
- *10 以上、国立公文書館については、①米川恒夫「国立公文書館における公文書等の公開」(『ア

ーカイズ』第 23 号、国立公文書館、2006 年 3 月)、②同「公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準の概要について」(『アーカイズ』第 44 号、国立公文書館、2011 年 6 月)、③村上由佳「国立公文書館における個人情報に関する利用審査について」(『北の丸 国立公文書館報』第 49 号、国立公文書館、2017 年 3 月)、④「国立公文書館における「時の経過」の運用について」(独立行政法人国立公文書館、2012 年 8 月 9 日、<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gijiroku/sagyou1/siryou9.pdf>) を参照。

因みに、国立公文書館には個人情報も多く含む民事判決原本(国立大学より移管)や裁判文書(司法府より移管)も所蔵されており、同館での公開業務の実際を知ることができる(「国立公文書館デジタルアーカイブ」の「司法文書」等)。

- *11 両者の違いは、「時の経過」表の「(備考)」の 3、4 の表現に若干の異同があるだけであり、基本的な差違はない。
- *12 平等閲覧原則やアーカイズの諸原則については、後掲注 36「小川分科会報告」や本文後掲【資料 5】をはじめとする小川千代子氏の一連の研究を参照。
- *13 注 5 前掲宇賀論文 31 頁。
- *14 小川千代子「ICA アーキビストの倫理綱領(1) 成立の背景とその構成」(『DJI バイマン スリーレポート』No.39、2001 年 7 月 15 日、6 頁)。
- *15 内閣総理大臣による内閣府告示第 13 号(2011 年 3 月 30 日)で指定されたが、初年度の指定は、国立公文書館を筆頭に宮内公文書館、外交史料館、日本銀行金融研究所アーカイブと、東北、名古屋、京都、神戸、広島、九州の国立大学法人の大学アーカイブズ、計 9 施設であった。
- *16 森本祥子「国立大学における診療記録管理・保存体制について一文書館設置大学のケース」(本科研第 5 回研究会、2021 年 12 月 6 日)、藤岡健太郎「「公文書」としての九大診療録をめぐる問題」(同上)。
- *17 九大法人文書管理規程の「別表第 2(第 10 条第 1 項関係) 法人文書分類・保存期間基準表」の「大分類 10 病院・診療所関係」の「中分類 2 診療録管理」の「小分類 2~4」。
- *18 九大法人文書管理規程の「別表第 1(第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項関係) 法人文書の管理関係」の「文書管理者」が「病院長」の欄の「文書管理担当者」の部分。なお、新しい九大法人文書管理規程(2023 年度九大規程第 97 号)が 2024 年 4 月 1 日より施行されたが、その別表第 1 の当該部分からはこのような細かい点を読み取ることはできない。本稿は従前の法人文書管理規程(2010 年度九大規程第 148 号)によって記述した。
- *19 診療録管理室(九大病院部門紹介)のウェブページ(<https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/bumon/sinryoroku/>)。
- *20 九大病院メディカル・インフォメーションセンター(MIC)のウェブページ(<https://www.mic.hosp.kyushu-u.ac.jp>)。

- *21 情報公開法施行令第 16 条、行政文書の管理方策に関するガイドラインについて（2000 年 2 月 25 日各省庁事務連絡会議申合せ）第 5「行政文書の管理台帳」。
- *22 第 15 条に「(1) 文書分類、(2) 法人文書ファイル名、(3) 作成・取得年度、(4) 作成・取得日における文書管理者、(5) 保存期間、(6) 保存期間の起算日、(7) 保存期間の満了する日、(8) 作成媒体の種別、(9) 保存場所、(10) 現在の文書管理者、(11) 保存期間が満了したときの措置」と規定されている。
- *23 注 16 前掲森本報告資料「各大学における診療録の取扱」を参照。
- *24 注 16 前掲藤岡報告を参照。
- *25 シンポジウム「医療ヘルスケアアーカイブズの保存と利用に関わる諸課題と当事者参加」（於立命館大学、2022 年 3 月 27 日）。
- *26 「保証書及戸籍謄本」や各種の「成績簿」、「学籍簿」、履歴書等を含む「学位綴」、人事記録（履歴書等）、学生運動関係（処分を含む資料）、裁判関係資料など、個人情報を含む多くの資料が簿冊のかたちで所蔵されている。
- *27 たとえば、個人的に収集した病院等の医療記録が、研究者の定年や死去によってどうなるのか、情報漏洩に対する対応やその後の保存の問題など、想定しておくべき課題であろう。
- *28 『医師の職業倫理指針（第 3 版）』（日本医師会、2016 年 10 月）や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（2017 年 4 月 14 日（2024 年 3 月一部改正）、厚労省個人情報保護委員会）などで、個人情報の適切な管理が求められている（注 1 前掲白山論文 83 頁～86 頁参照）。なお近年、医師法では 5 年とされるカルテ保存期間が（同法第 24 条第 2 項）、「電子媒体化に伴い永久保存とすべきである」（『医師の職業倫理指針（第 3 版）』8 頁）とされるなど、媒体や保存期間に対する考え方の変化も現れてきた。
- *29 「厚生労働省「部分開示の方法に関する判断基準（法第 6 条関係）（別添 4）」の「第 2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第 2 項）」の「2 当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（<https://www.mhlw.go.jp/jouhou/koukai03/04.html>）。
- *30 福岡共同公文書館のウェブページ（<https://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/material.php>）。
- *31 藤本大士「日本国内の公文書館における医療アーカイブズの所蔵状況に関する調査」（2021 年 4 月。https://jmhp-data-archive.com/wp-content/uploads/2021/05/2021_04_domestic_medical_archives.pdf）。
- *32 たとえば、独立行政法人国立病院機構における診療録等は、5 年保存で保存期間満了時には廃棄となっている（独立行政法人国立病院機構法人文書管理規程（2011 年 4 月 1 日規程

第 11 号) 別表第 1「標準文書保存期間基準」)。この規定には「廃棄とされているものであっても、法第 1 条の目的に照らし合わせて、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きくその教訓が将来に活かされるようなものについては、移管を行うものとする」(同規程別表第 2 の注①) との注記がなされ、一応国立公文書館への移管も可能な仕組みになっているが、実際の移管は行われていない。

*33 2010 年度～2012 年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金若手研究 (B)。

*34 現在の阪大アーカイブズには、法人文書資料部門と大学史資料部門の二部門があり、前者は国立公文書館等として、後者は歴史資料等保有施設として、内閣総理大臣の指定を受けている(阪大アーカイブズのウェブページ、https://www.osaka-u.ac.jp/ja/schools/ed_support/archives_room/introduction)。

*35 以上、廣川和花「解題—大阪皮膚病研究所によるハンセン病医学研究・医療活動とその関係文書のもつ意義—」(『大阪大学アーカイブズ所蔵 大阪皮膚病研究会関係文書目録』2013 年 7 月)、廣川和花・菅真城「大阪大学アーカイブズにおける「大阪皮膚病研究会関係文書」の公開にあたって」(同上)、及び廣川氏からの私信メールでのご教示による。

ところで、大阪皮膚病研究会関係文書の研究を行った廣川氏には、同研究以後になされたハンセン病に関する数多くの研究がある。このうち資料の保存・公開について付言しておく、筆者は国立公文書館等の施設においては本稿に述べる対応がなされるべきだと考えるが、そうでない所の資料については、課題は残されたままである。「九大診療記録」に特化した本稿ではこれ以上はふれないが、2024 年度から廣川氏を代表者とする共同研究「複数の視点が交錯する〈病者の社会史〉の構築：九州療養所「患者身分帳」の分析」(基盤研究(B)、2024 年度～2027 年度)が始まった。そこでまた、新たな成果が示されるのだろう。

*36 本稿では「ハンセン病療養所の公文書の取り扱いについて考える」(分科会 B)での小川氏の報告を「小川分科会報告」、下重氏の報告を「下重分科会報告」と表記する。またこの分科会に関しては、同じくパネリストであった松岡弘之の岡山大学准教授が「公文書管理法とハンセン病問題—菊池恵楓園蔵「患者身分帳」をめぐって—」(『岡山大学文学部紀要』第 76 号、2023 年 12 月)を發表し、分科会の議論を詳しく紹介している。本稿でも参照させていただいた。

*37 ハンセン病市民学会「入会のご案内」(<http://shimingakkai.com/nyuukai.html>)。

*38 西村芳将「公文書管理条例が拓く自治体アーカイブズの行政利用の可能性」(『鳥取県立公文書館研究紀要』第 8 号、2014 年)。なお、内部利用制度は移管元の各府省庁が行政文書を利用する場合には行政利用、法人文書等の場合は内部利用とされるのが一般的である。本稿もこの例に倣って内部利用と表記した。

*39 注 38 前掲西村論文 8 頁。注 5 前掲宇賀著書 222 頁～223 頁。

*40 九大大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程(2010 年度九大規程第

153号、2011年4月1日施行)。

- *41 ただし、「九州大学職員等の利用」(内部利用)において生じた問題等に対する責任は、当然のことながら原課(医局)が持つことになる。
- *42 注38前掲西村論文7頁～8頁。
- *43 折田悦郎「鹿児島に公文書館を一大学アーカイヴズ等での経験から」(鹿児島県議会政策立案推進検討委員会「公文書管理機能の充実・強化ワーキングチームにおける意見交換会」、於鹿児島県議会庁舎、2021年11月1日)。
- *44 「公文書館のない鹿児島」(NHK鹿児島放送局『情報 WAVE かがしま』、2022年2月2日放送)における鹿児島県担当者のコメント。
- *45 宇沢弘文・鴨下重彦編『社会的共通資本としての医療』(東京大学出版会、2010年3月)等を参照。
- *46 「鹿児島県公文書等管理条例(仮称)の骨子案」に対する意見募集(パブリックコメント募集)への「意見書」(2022年11月20日)提出など。
- *47 時間経過に前後するところがあるが、コメントなど、筆者が関係したメディア報道をあげると、①折田悦郎「時論 共同公文書館の設置を」(南日本新聞、2022年1月17日)、②「公文書館のない鹿児島」(NHK鹿児島放送局『情報 WAVE かがしま』、2022年2月2日放送)、③折田悦郎「時論 理念を具体化するには 県公文書条例骨子案を閲覧して」(南日本新聞、2022年11月13日)、④「公文書館設置か検討へ なぜ必要? 課題は?」(NHK鹿児島放送局『情報 WAVE かがしま』、2023年2月2日放送)、⑤「県公文書管理条例案 専門家 館設置が大前提」(南日本新聞、2023年3月3日)、⑥「公文書館設置検討 意義と課題とは?」(NHK鹿児島放送局『情報 WAVE かがしま』、2024年2月21日放送)などがある。
- *48 2024年2月20日「第5回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録」(https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/documents/111228_20240308094159-1.pdf)。
- *49 公文書館をこのようなものと考えれば、前述したⅠの診療録・診療記録のように原課が無期限に持ち続けることの意味は改めて検討される必要があろう。現用文書には「時の経過」の考え方は適用されないし、いわゆるヴェンダーロックインやデータのバックアップの問題もある。Ⅰのようなデジタルデータと大学文書館との関係のあり方や、本文で少しふれた「九大診療記録」のデジタル環境下での活用問題などとともに、今後の研究課題である。

(2024年8月26日)